

## 欧州の基準・認証制度の動向(2006年3月/4月)

---

### ● トピック・ニュース

---

#### 電気電子機器：RoHS指令に関する混乱、なお続く

欧州委員会は、2006年7月施行予定の、電気機器における有害物質の使用を禁止するRoHS指令からの更なる適用除外の候補について、本年1月に行ったばかりのパブリック・コメントの募集をまた行った。今回の対象は23の材料・用途であり、クリプトン・レーザーチューブ等極めて限定的な用途から一般的なものにまで及んでいる。

今回のコメント提出期限は指令施行のわずか6週間前の5月中旬であり、この期に及んでまだコメントを求めていることから、本指令の適用の難しさに欧州委員会が混乱している様子がうかがえる。

#### 関連URL:

[-http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs\\_5\\_consult.htm](http://ec.europa.eu/environment/waste/rohs_5_consult.htm)

(RoHS指令に係るパブリック協議に関する情報)

[-http://europa.eu.int/comm/environment/waste/weee\\_index.htm](http://europa.eu.int/comm/environment/waste/weee_index.htm)

(RoHS指令及び当該指令の適用除外を含む廃電気電子機器に関するEUの公式情報)

#### EuP(エコデザイン)指令：パイロット・プログラムが開始

EUのEuP指令の下での、環境性能に関する計測可能な強制基準の導入計画の一環で、新たなパイロット・プロジェクト及び規格に関する新データが公表された。

総額が約400万ユーロになる計14のパイロット・プロジェクトの対象は、電気自動車、住宅用エア・コンディショナー、各種製品に活用されるスタンバイ・システム等であり、環境性能に関する適切な指標を提案する報告書が2007年後半に公表される予定である。また、これと並行して、エコデザインに関連する欧州・国際規格のリスト案が初めて作成された。本リストは、今後どのような規格を新たに開発する必要があるのかを見極めるためにも活用される。

EuP指令については、関心は高いものの、何かしらの新しい義務的措置の導入はまだしばらく先になりそうである。新措置は、温室効果ガスの排出削減に関する京都議定書の下でのEUのコミットメントを履行する上で極めて重要であり、その期限である2012年までには適用されるであろうが、各種調査、規格開発といった時間を要するプロセスがまだ先に待ち受けている。

#### 関連URL:

[-http://ec.europa.eu/enterprise/eco\\_design/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/eco_design/index_en.htm)

(EuPプログラムに関するEUの公式情報)

[-http://ted.europa.eu/Exec?DataFlow=ShowPage.dfl&Template=TED/N\\_one\\_result\\_detail\\_curr.htm&docnumber=127180%25202005&docId=127180-2005&StatLang=EN](http://ted.europa.eu/Exec?DataFlow=ShowPage.dfl&Template=TED/N_one_result_detail_curr.htm&docnumber=127180%25202005&docId=127180-2005&StatLang=EN)

(上記プロジェクトに関する情報)

[http://ec.europa.eu/enterprise/eco\\_design/consult111x\\_2.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/eco_design/consult111x_2.pdf)

(EuPプログラム関連規格についての情報)

## エネルギーの最終消費効率に関する指令、承認される

エネルギーの生産又は最終消費者への販売を、本質的にはエネルギー効率の向上策を通じて、2017年まで9%削減するための枠組みを規定する新しい指令が、予想どおり採択された。EuP指令と異なり、本指令は新しい要求事項を直接サプライヤーに課すことはしないが、間接的に重大な影響を及ぼすであろう。なお、航空燃料及びEUの温室効果ガス排出量取引スキームによって既にカバーされている大型プラントが、唯一本指令の適用除外となっている。

特に重要なのは次の2つの措置である。第一に、エネルギー消費及び省エネルギーの可能性についての第三者監査を、家庭を含めた全てのエネルギー消費先で、安価で利用可能にすることを、政府機関及びエネルギー関連公共事業体に対して求めている。第二に、政府機関及び公共事業体(公共交通機関、水道事業者等)は、あらゆる調達手続きにおいてエネルギー効率に関する基準を用いることが求められている。しかしながら、適用範囲は限定されているものの類似の目標を課している、2002年に承認された建築物のエネルギー効率に関する指令では、2009年から義務付けられる予定の新たな認証制度による大きな費用負担が現在議論になっており、類似の問題が今回の新指令に関しても生じる可能性がある。

関連URL:

[http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l\\_114/l\\_11420060427en00640085.pdf](http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_114/l_11420060427en00640085.pdf)

(上記新指令に関する情報)

[http://ec.europa.eu/energy/demand/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/energy/demand/index_en.htm)

(EUにおけるエネルギー需要管理に関する公式情報)

## 建設資材指令、廃止の可能性も

欧州委員会は、施行予定日から13年以上が経過しているにもかかわらずその運用がうまく行っていない建設資材指令について、廃止の可能性を認めている。5月末日を期限としたパブリック協議では、本指令を抜本的に見直すことを通知しており、最初の質問は「本指令のような整合化された法的枠組みが必要であると考えますか。それとも、本指令の目的は、相互承認に基づくよりフレキシブルなアプローチによっても達成可能と考えますか。」となっている。

過去20年以上にわたるEUの技術規制の整合化の歴史の中で、本指令のように問題のあった指令は他に見当たらない。当初1992年に施行が予定されていた本指令は、整合規格の整備の遅れ等により適切な運用が全くなされてきておらず、当該分野の製品には、理論的には強制的な要求事項であるCEマークの表示がほとんど行われていない。

関連URL:

[http://ec.europa.eu/enterprise/construction/cpdrevision/cpd\\_cons\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/construction/cpdrevision/cpd_cons_en.htm)

(建築資材指令に係るパブリック協議についての情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/construction/cpdrevision/cpd\\_cons\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/construction/cpdrevision/cpd_cons_en.htm)

(EUの建設分野の政策に関する公式情報)

### 電子インボイス及びデジタル署名に関する対照的な動向

電子インボイスとデジタル署名をEU域内へ広範囲に導入する可能性について、楽観論と懸念の両方が同時に表明された。

デジタル署名は新しいものではなく、既に一定の規格及び認証手続きに基づいている。またこのデジタル署名は、安全な金融取引(インボイス、決済等)の早期発展のための基礎を提供するとされていた。しかしながら、欧州委員会は、新たに公表した報告書において、現在まで当該技術があまり使われていないことへの懸念を示し、その理由を特定するための試みの中で、規格についての新しい調査に着手することを発表している。

他方、電子インボイスの規格に関するニュースからは取り組みの順調さがうかがえる。一連の規格案がパブリックコメントを求めるために発表された。当該規格案は欧州委員会から委任された欧州標準化委員会(CEN)によって策定されたものであり、デジタル署名に関する以前の仕様が用いられている。

EU域内では、年間 270 億件のインボイスが発行されていると推定されており、そのうちの半数は企業間のもので、紙によるバックアップなしの電子インボイスはその 2%以下である。期待される成長を担うサービスを提供するための新しい産業は既に起こり始めている。

関連URL:

[-http://www.cenorm.be/CENORM/BusinessDomains/BusinessDomains/ISSS/Activity/draft\\_doc\\_11apr.asp](http://www.cenorm.be/CENORM/BusinessDomains/BusinessDomains/ISSS/Activity/draft_doc_11apr.asp)

(CEN作成の規格案)

[-http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2003/l\\_175/l\\_17520030715en00450046.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/pri/en/oj/dat/2003/l_175/l_17520030715en00450046.pdf)

(デジタル署名に関し欧州委員会が承認している規格文書に関する情報)

[-http://europa.eu.int/information\\_society/eeurope/i2010/a\\_single\\_infor\\_space/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/eeurope/i2010/a_single_infor_space/index_en.htm)

(電子署名指令の運用状況に関する報告書を含むEUの公式情報)

---

## ● 最新情報

---

### 木製梱包

EUは、2006 年から義務付ける予定であった、梱包材として使用されEU域外から持ち込まれる木材についてのバーク(樹皮)除去を 2009 年に延期した。このバーク除去は、木材の中の危険な虫がEU域内に侵入するのを防ぐための一連の措置の一つであった。木材の加熱処理や燻蒸処理の証明をはじめとする、他の全ての要件は変更されておらず、国際取引で現在広く適用されている国際規格に基づいたままとされている。バーク除去に関する要求事項を追加する問題は、2009 年以前に国際レベルで再検討されるであろう。

関連URL:

-[http://ec.europa.eu/dgs/health\\_consumer/dyna/enews/enews.cfm?al\\_id=169](http://ec.europa.eu/dgs/health_consumer/dyna/enews/enews.cfm?al_id=169)

-[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l\\_034/l\\_03420060207en00240025.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_034/l_03420060207en00240025.pdf)

(パーク除去義務付けの延期に関する情報)

-[http://europa.eu.int/comm/consumers/cons\\_safe/prod\\_safe/gpsd/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/consumers/cons_safe/prod_safe/gpsd/index_en.htm)

(EU一般製品安全指令に関する情報)

### 食品－遺伝子組み換え作物(GMO)

EUの遺伝子組み換え食品の認可手続きをめぐる米国とEUの間の対立が依然として続いている。EUの手続きは不当な禁止措置につながるなどの訴えや、逆に緩すぎるとの主張がある。EUは科学的評価手続きについて重要な更新を行った。

#### 関連URL:

-<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/06/498&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

(EUのGMO再評価・認可手続きの改善に関する情報)

-<http://news.bbc.co.uk/2/hi/europe/4917302.stm>

(EU域内からのEU政策への批判の例)

-[http://ec.europa.eu/food/food/biotechnology/gmfood/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/biotechnology/gmfood/index_en.htm)

(GMOに関するEUの公式情報)

### 自動車

1) 昨年導入されたばかりの、型式認定書への短距離レーダー(SRR)システムの記載に関する要求事項が、簡素化された。

#### 関連URL:

-[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l\\_065/l\\_06520060307en00270029.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_065/l_06520060307en00270029.pdf)

(上記措置に関するEU文書)

-<http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/directives/vehicles/index.htm>

(EUの自動車関連指令についての情報)

2) トラクターに関する一連の型式認定指令のうち4つの指令について技術上の定期更新が発表され、2007年から2009年までの間に段階的に実施されることとなった。今回の更新には、最大軸荷重、騒音測定のための試験速度、点灯装置、ガラス窓及び連結器の素材が含まれている。

#### 関連URL:

-[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l\\_065/l\\_06520060307en00220026.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_065/l_06520060307en00220026.pdf)

(上記定期更新に関する情報)

-<http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/directives/tractors/index.htm>

(EUのトラクター関連指令についての情報)

3) 上記と類似した更新がオートバイについても発表された。その対象は、ブレーキシステム及び安全スタンドを含む幅広い項目に及んでいる。新規に型式認定を取得する場合には今回更新された項目は 2007 年 7 月までに適用しなければならないが、現行モデルの製造はその型式認定が所定の期間を経過し失効するまでは続けられる可能性がある。

関連URL:

[-http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l\\_066/l\\_06620060308en00070015.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_066/l_06620060308en00070015.pdf)

(上記更新に関する情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/directives/motos/index.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/directives/motos/index.htm)

(EUの二・三輪自動車関連指令についての情報)

4) 自動車規制に関してEUが受け入れた国連欧州経済委員会(UNECE)基準(当該分野ではUNECEが最も国際標準化機関に近い存在である。)について、最新版リストが公表された。しかしながら、当該リストはひどく混乱しており、他の公式情報データと矛盾している。

関連URL:

[-http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/c\\_067/c\\_06720060318en00180021.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/c_067/c_06720060318en00180021.pdf)

(上記の最新版リスト)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/unece/index.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/unece/index.htm)

(EUが受け入れたUNECE基準に関する別のリスト)

5) 自動車による環境破壊の低減を目的とした以下の 2 つの提案について、詳細な文書が公表された。

① 公共バスの運営機関に対する、購入バスの 25%を 2008 年頃からクリーン(低排気ガス)車両にするようにとの要求提案。年間で約 4000 台が影響を受けるものと予想されている。

② バイオ燃料の使用増加のためのEU戦略の見直し提案。

どちらの場合も、新しい文書は現行のプログラムに有益なデータを追加している。

関連URL:

[-http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005\\_0634en01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2005/com2005_0634en01.pdf)

(公共バス運営機関に対するクリーン自動車の使用要求提案に関する文書)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/directives/vehicles/2005\\_55\\_ce.html](http://ec.europa.eu/enterprise/automotive/directives/vehicles/2005_55_ce.html)

(クリーン自動車のエンジン仕様に関する情報)

[-http://ec.europa.eu/agriculture/biomass/biofuel/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/agriculture/biomass/biofuel/index_en.htm)

(バイオ燃料に関する現行のEU戦略についての情報)

## 化粧品

1) EUは、香料を除く全種類の認可済み成分についての、国際命名法(INCI)を基にした 500 ページにわたる新たなリストを公表した。これにより、EUの認可済み成分はINCIと関連付けられた。

2) 新たに 9 つの成分に対して、その使用禁止が提案されている。そのうちの、8 成分は毛髪用染料に使用され

ている。

**関連URL:**

-[http://ec.europa.eu/enterprise/cosmetics/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/cosmetics/index_en.htm)

(化粧品に関するEUの公式情報)

-[http://ec.europa.eu/enterprise/cosmetics/html/cosm\\_inci\\_index.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/cosmetics/html/cosm_inci_index.htm)

(上記の認可済み成分リスト)

-[http://ec.europa.eu/enterprise/cosmetics/html/cosm\\_publ\\_consult.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/cosmetics/html/cosm_publ_consult.htm)

(上記の9成分の使用禁止提案に係るパブリック協議についての情報)

**玩具**

1) 電動玩具に関するIEC(国際電気標準会議)規格の欧州版が玩具指令の整合規格として承認された。現行のEN規格については、2008年1月で整合規格から外される。

2) 最近承認された玩具におけるフタル酸類の使用禁止に関するガイダンス文書が発行されるであろうという通知があったが、発行時期や適用範囲等についての情報は含まれていない。

**関連URL:**

-<http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/toys.html>

(玩具指令に係る整合規格リスト)

-[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2005/l\\_344/l\\_34420051227en00400043.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2005/l_344/l_34420051227en00400043.pdf)

(玩具におけるフタル酸類の使用禁止に関する情報)

-[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l\\_068/l\\_06820060308en00390039.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_068/l_06820060308en00390039.pdf)

(上記禁止措置に関する新ガイダンス文書についての通知文書)

-[http://ec.europa.eu/enterprise/toys/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/toys/index_en.htm) (玩具に関するEUの公式情報)

**身体防護用具(PPE)**

2001年に承認された、呼吸装置のフィルター効率の測定方法に関する中核的規格について、公式に警告が発せられた。7つの他の規格が間接的に影響を受ける。EU指令の下で承認された規格に対するこの種の公式警告は、極めて稀である。

**関連URL:**

-[http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l\\_080/l\\_08020060317en00760078.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/oj/2006/l_080/l_08020060317en00760078.pdf)

(上記公式警告のついで通知文書)

-<http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/ppe.html>

(PPE指令に係る整合規格リスト)

-[http://ec.europa.eu/enterprise/mechan\\_equipment/ppe/index.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/mechan_equipment/ppe/index.htm)

(身体防護用具に関するEUの公式情報)

**レクリエーション用船舶(プレジャーボート)**

1) 図形記号に関する新しいISO規格が承認され、また既に承認されている他の3規格が更新された。

2) レクリエーション用船舶指令に関する主要ガイダンス文書及び適合宣言書の様式について、それぞれ新バージョンが公表された。

**関連URL:**

[-http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/reccraft.html](http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/reccraft.html)

(レクリエーション用船舶指令に係る整合規格リスト)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/maritime/maritime\\_regulatory/doc/rsg\\_guide\\_2006r5\\_051209.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/maritime/maritime_regulatory/doc/rsg_guide_2006r5_051209.pdf)

(レクリエーション用船舶指令に関するRSG(通知機関を中心とした当該分野の関係機関のグループ)のガイダンス文書)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/maritime/maritime\\_regulatory/doc/guide\\_03\\_44-211005.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/maritime/maritime_regulatory/doc/guide_03_44-211005.pdf)

(レクリエーション用船舶指令に関する欧州委員会のガイダンス文書)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/maritime/maritime\\_regulatory/directive\\_03\\_44.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/maritime/maritime_regulatory/directive_03_44.htm)

(レクリエーション用船舶指令に関するEUの公式情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/maritime/maritime\\_regulatory/doc/comformity\\_declaration\\_151205.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/maritime/maritime_regulatory/doc/comformity_declaration_151205.pdf)(上記適合宣言書の様式)

**ATEX(爆発性雰囲気)製品**

鉱業用機器、石油給油所、爆発抑制システムに関する規格を含む、7つの新しい規格が、承認されている整合規格リストに加えられた。

**関連URL:**

[-http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/atex.html](http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/standardization/harmstds/reflist/atex.html)

(ATEX製品指令に係る整合規格リスト)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/atex/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/atex/index_en.htm)

(ATEX製品に関するEUの公式情報)

**輸入業者及び販売業者の責務**

ニューアプローチの見直しの中で、技術規制整合化のための水平的法的アプローチに関する文書がパブリック協議にかけられている。本文書には、CEマーキング対象製品の輸入業者及び販売業者の法的責務に関する事項が含まれている。現在の慣行は、明確で包括的な原則よりも、断片的な決定とデューデリジェンスの概念を基にして形成されているので、本案が採択されると、大きな変更というよりは明確さがもたらされるであろう。

**関連URL:**

[-http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/pdf/draft\\_certif\\_2005\\_16\\_rev\\_2.pdf](http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/pdf/draft_certif_2005_16_rev_2.pdf)

(技術規制整合化のための水平的法的アプローチに関するEU文書)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/review\\_en.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/review_en.htm)

(ニューアプローチの見直しに関する情報)

[-http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/legislation/guide/index.htm](http://ec.europa.eu/enterprise/newapproach/legislation/guide/index.htm)

(ニューアプローチ・グローバルアプローチに基づく指令の実施ガイド)

---

## ● 新規公式報告書及び関連発表

---

### 無線周波数帯の割当て

無線電信を基礎とした新技術の普及を妨げるような、各国の無線周波数帯使用制限を排除するというEUの目標を反映して、EUの公式ウェブサイトが更新された。しかしながら、特定の用途のために、どの周波数帯が今日利用可能であるのかを見極めることは、この更新後も依然として複雑であり難しい。

関連URL:

[http://europa.eu.int/information\\_society/policy/radio\\_spectrum/index\\_en.htm](http://europa.eu.int/information_society/policy/radio_spectrum/index_en.htm)

(EUの無線周波数に関する政策についての情報)

### 企業の社会的責任(CSR)

EUは、新しいポリシーステートメントの中で、CSRに関する報告がより幅広くより適切に行われ、また消費者に対して透明性の高い情報公開を行うよう市場を促していくと公表したが、利害関係者との協議、監査、報告システム等に関して新たな義務は課さないとした。この政策は、CSRが主要な企業活動の一つとなっているが、効率性の点でまだ改善の必要があることを認めている。

関連URL:

<http://ec.europa.eu/enterprise/csr/policy.htm>

(上記のEUのCSR政策についての情報)